

○大府市新たなステージに入ったがん検診の総合支援

事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が実施するがん検診における受診促進、がんの早期発見及び正しい健康意識の普及啓発を図ることを目的として実施する大府市新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容等)

第2条 事業の内容及び事業の対象とするがん検診の種類は、次の表に定めるところによる。

事業名	事業の内容	対象とするがん検診
個別受診勧奨事業	事業の対象となる者（以下「対象者」という。）への郵送、電話等による個別の受診勧奨	(1) 子宮頸がん検診 (2) 乳がん検診 (3) 大腸がん検診 (4) 胃がん検診 (5) 肺がん検診
クーポン券交付等事業	(1) 検診手帳及びがん検診無料クーポン券（以下「クーポン券」という。）の作成及び送付 (2) 対象者のがん検診台帳の整備 (3) クーポン券によりがん検診を受診するために必要な費用の支払	(1) 子宮頸がん検診 (2) 乳がん検診
精密検査受診勧奨事業	対象者への郵送、電話等による精密検査の受診勧奨	(1) 子宮頸がん検診 (2) 乳がん検診 (3) 大腸がん検診 (4) 胃がん検診 (5) 肺がん検診

(対象者)

第3条 対象者は、受診しようとする年度の4月20日において本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者又は当該年度の4月21日以後において新たに本市に居住し、本市の住民基本台帳に記録された者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 個別受診勧奨事業については、別表第1に定める年齢に該当する者
- (2) クーポン券交付等事業については、別表第2に定める年齢に該当する者
- (3) 精密検査受診勧奨事業については、がん検診を受診した結果、要精密検査となったが、精密検査を実施していない者

(個別受診勧奨事業)

第4条 個別受診勧奨事業は、対象者に該当するがん検診について受診勧奨の案内を送付することにより実施するものとする。

(クーポン券の交付)

第5条 クーポン券等交付事業は、市長が対象者にクーポン券を交付することにより実施するものとする。

2 対象者であって、当該年度の4月21日以後において他の市町村から本市の区域内に住所を変更した者がクーポン券の交付を受けようとする場合は、がん検診無料クーポン券交付(再交付)申請書(第1号様式。以下「交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、クーポン券を交付するものとする。

4 市長は、クーポン券の交付状況その他必要な事項を明らかにしておくものとする。

5 第1項又は第3項の規定によりクーポン券の交付を受けた者は、クーポン券を紛失し、破損し、又は汚損したときは、交付申請書を市長に提出し、クーポン券の再交付を受けることができる。この場合において、市長は、再交付するクーポン券中に「再交付」と朱書きして交付するものとする。

(クーポン券の有効期間)

第6条 クーポン券の有効期間は、交付又は再交付の日から、当該年度の3月31日までとする。

(がん検診の受診)

第7条 がん検診を受診する対象者(以下「受診者」という。)は、市長が契約した医療機関(以下「委託医療機関」という。)にクーポン券を提出し、受診するものとする。

(がん検診の実施)

第8条 委託医療機関は、クーポン券の提出を受けた場合は、受診者の氏名、住所、年齢、健康保険の種類等を確認し、がん検診を行うものとする。

(費用の請求)

第9条 委託医療機関は、前月分のがん検診について、その翌月の10日までに子宮頸がん検診報告書(第2号様式)又は乳がん検診報告書(第3号様式)及びがん検診委託料請求書(第4号様式。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、請求書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求書を受理した月の25日までに委託料を委託医療機関に支払うものとする。

3 第1項の規定により委託医療機関が請求できる額は、がん検診の種類及び内容に応じ、市と委託医療機関が締結する契約書に定める額とする。

(事後指導)

第10条 がん検診を実施した委託医療機関は、がん検診の結果、要精密検査となった受診者に対し、適切な保健指導を行うものとする。

2 市長は、がん検診の結果に基づき、受診者に対し、必要に応じて保健指導を行うものとする。

(精密検査受診勧奨事業)

第11条 精密検査受診勧奨事業は、対象者に個別の精密検査の受診勧奨の案内を送付し、又は対象者に電話することにより実施するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

がん検診の種類	生年月日	性別
子宮頸がん検診	当該年度 4 月 1 日において 25 歳、30 歳、35 歳から 39 歳	女性

乳がん検診	当該年度4月1日において41歳から49歳	女性
大腸・胃・肺がん検診	当該年度4月1日において40歳から49歳	男性及び女性

別表第2（第3条関係）

がん検診の種類	生年月日	性別
子宮頸がん	当該年度4月1日において20歳	女性
乳がん	当該年度4月1日において40歳	

第1号様式（第5条関係）

がん検診無料クーポン券交付(再交付)申請書

年 月 日

大府市長 殿

申請者 住 所 大府市 町
(受診者) 氏 名 ⑩
電話番号

大府市新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱第5条第2項（第5項）の規定により、下記のとおりがん検診無料クーポン券の交付（再交付）を申請します。

記

生年月日	年 月 日 () 歳
種 類	子宮頸 ^{けい} がん検診 ・ 乳がん検診
交付（再交付）理由	転 入 ・ 紛 失 ・ 破 損 ・ 汚 損 その他の理由
交付番号	子宮頸がん検診 第 号 乳がん検診 第 号
転入年月日	年 月 日

- 備考 1 申請者（住所・氏名・電話番号）と太枠の中をご記入ください。
2 他の市町村からの転入により、クーポン券の交付を申請する場合は、前居住地で既に交付されたクーポン券を添付してください。
3 クーポン券を破損し、又は汚損したことによりクーポン券の再交付を申請する場合は、破損し、又は汚損したクーポン券を添付してください。
4 クーポン券の再交付を受けた後、紛失したクーポン券を発見したときは、速やかに返納してください。

大府市長 殿

年 月 日クーポン券を受領しました。

氏名 ⑩

子宮頸^{けい}がん検診報告書

____ 月分

医療機関名

	氏 名	年 齢	クーポン券番号	検診結果	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

乳がん検診報告書

_____ 月分	医療機関名
----------	-------

	氏名	年齢	クーポン券番号	検診結果	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

第4号様式（第9条関係）

がん検診委託料請求書

年 月 日

大府市長 殿

請求者 住 所
医療機関名
代表者氏名 ㊟
電話番号

大府市新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱第9条第1項の規定により、 年 月分のがん検診委託料として、下記のとおり請求します。

記

請求金額	子宮頸 ^{けい} がん検診 人 × 円 = 円 乳がん検診 人 × 円 = 円
振込先	金融機関名 銀行 信用金庫 農協 本店 支店
預金種目	普通・当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	